

税に関するお知らせ

特別区民税・都民税を給与特別徴収(給与天引き)で納付している方へ

令和2年度の税額決定通知書を郵送します

課税係/3階 ☎(3228)8913 FAX(3228)8747
給与特別徴収分の令和2年度特別区民税・都民税の税額決定通知書を5月15日に勤務先へ郵送します。勤務先の給与担当者を通じて受け取ってください。
☆普通徴収・年金特別徴収分の税額決定・納税通知書は、6月11日に自宅へ郵送する予定。なお、3月17日以降に受け付けた申告は、反映されていないことがあります

5月15日から課税(納税)証明書の交付を受けられます

課税係/3階 ☎(3228)8914 FAX(3228)8747
給与特別徴収分の令和2年度特別区民税・都民税の課税(納税)証明書を5月15日から、地域事務所、区役所1階証明係で交付します(1通300円)。
納税者本人が交付申請する場合は本人確認できるもの(運転免許証など)を、代理人が交付申請する場合は委任状(納税者本人の自署または押印があるもの)と代理人の本人確認書類をお持ちください。
☆給与特別徴収と他の徴収方法を併用している方の場合、全ての税額が決定する6月11日に交付を開始します

軽自動車税の納税通知書を郵送します

諸税係/3階
☎(3228)8908 FAX(3228)5652

軽自動車税は、毎年4月1日現在、原動機付自転車や小型自動二輪、軽四輪車などの登録がある方に、その年度分を課税します。
令和2年度分の納税通知書兼納付書を5月8日に郵送します。納期限の6月1日までに、区役所、金融機関、コンビニエンスストア、ペイジー、スマートフォンなどで納付できるアプリ「モバイルレジ」で納付してください。
☆ペイジー、モバイルレジで納付した場合、領収証書は発行されません。なお、廃棄処分や譲渡、盗難などで車を所有しなくなった場合でも、4月1日現在で廃車の届け出がなかった場合は課税対象

事業者の方へ

住民税の納付は「地方税共通納税システム」のご利用を

取納係/3階 ☎(3228)8920 FAX(3228)5652
特別徴収の納入には「地方税共通納税システム」が便利です。パソコン操作で複数の自治体へ一括して納付ができ、手数料は掛かりません。
詳しくは、^{エレクトロニクス}eLTAX(地方税ポータルシステム) [HP](#)をご覧ください。

個人住民税の「特別徴収」を徹底しています

課税係/3階
☎(3228)8913 FAX(3228)8747
東京都と都内区市町村は、原則として全事業主を「特別徴収義務者」に指定しています。事業主のみなさんは、ご理解・ご協力をお願いします。



▲個人住民税PRキャラクター「ぜいきりん」

特別徴収とは 事業主の方が従業員に代わり、毎月の給与から個人住民税を差し引いて納付する制度です。個人住民税の特別徴収は、所得税のように、税額の計算や年末調整をする手間が掛かりません。

従業員が常時10人未満の場合は、従業員が住む区市町村から承認を受けることで年12回の納期を年2回にする「納期の特例制度」も利用できます。

特別徴収の制度について詳しくは、[東京都HP](#)をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症により納税が困難な場合 税の納付を猶予します

一定の要件を全て満たす場合は、申請することで納税の猶予(原則1年)が受けられます。

猶予が認められると

- ・猶予期間中の延滞税の全部または一部が免除されます
 - ・財産の差押えや換価(売却)が猶予されます
- ☆要件や制度について詳しくは、下記問合せ先へ電話で確認を

問合せ先

所得税・消費税などの国税について
中野税務署 ☎(3387)8111(代) ☆自動音声案内
住民税について
納税相談担当/3階 ☎(3228)8924 FAX(3228)5652

貴重な財源として活用します 中野区の基金への寄付にご協力を

HPで詳しく

区は次の基金を設け、区民、事業者のみなさんからの寄付金を積み立てて、活用しています。いずれの寄付も、個人の場合、所得税(または住民税)の確定申告の際に寄付金控除の対象になります。

申し込みは、随時受け付けています。電子申請か、[区HP](#)・窓口で配布する申込用紙に記入し、ファクス、郵送または直接、下記の各係へ。

☆申し込み後の手続き方法などについて詳しくは、[区HP](#)をご覧ください。各係へ問い合わせを

環境基金

「中野の森プロジェクト」

地球温暖化対策係/8階
☎(3228)5516
FAX(3228)5673

「中野の森」
ロゴマーク▶



このプロジェクトへの寄付は、次の①～③の3コースで、いずれも森林整備等の費用の一部として活用します。



◀協定により群馬県みなかみ町に設けた「中野の森」(15ha)。福島県喜多方市とも協定を締結し、森林を整備しています

①森林再生応援My記念

1口1,000円で募集。「森林再生応援メンバー証」に、結婚や出産などの記念に名を入れられます

②中野の森パートナー

3万円以上で募集。区から「中野の森パートナー証」を授与し、[区HP](#)にパートナーであることを掲載

③中野の森づくり貢献協賛

任意の寄付金額を上乗せした商品やサービスを提供する商店・団体等を募集。区から感謝状を贈呈し、[区HP](#)に協賛店であることを掲載

「身近な緑を守り育てる」寄付コース

緑化推進係/8階
☎(3228)5554 FAX(3228)5677

住宅地の占める割合が多い中野区では、庭木や生け垣、マンションのベランダにある緑なども緑化の大きな要素です。

このコースへの寄付金は、区が「花と緑の祭典」などで配布する苗木購入費用の一部として活用します。

1口1,000円で募集。なお、1回の申し込みにつき、花の種1袋を進呈します。

区民公益活動推進基金

公益活動推進係/5階
☎(3228)8093 FAX(3228)5620

区内では、さまざまな区民団体が幅広い分野で自主的な公益活動を行っています。

この基金は、その活動に必要な資金を助成するものです。昨年度は、「特定非営利活動法人ZEROキッズ」他3団体に助成しました。ぜひ基金に寄付をして、区民団体の公益活動を応援してください。寄付の金額は、いくらでも結構です。なお、3万円以上の場合、区から感謝状を贈呈します。

区政全般への寄付も随時受付中

予算係/5階
☎(3228)8813 区役所5階5
FAX(3228)5650 番窓口または、
こちらから▶



ありがとうございました

区への寄付(1月～3月)

2月6日、株式会社小河原建設様から16,335円

環境基金への寄付(1月～3月)

1月20日、株式会社SATO COMPANY様から3万円
2月18日、山田京子様から1万円
2月25日、匿名希望の方から5千円
3月23日、鈴木壽枝様から3万円